

令和元年度第2回狭山市社会福祉審議会会議録

開催日時 令和元年10月17日(木)  
午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所 稲荷山環境センター 大会議室

出席者 13名  
田辺会長、宮本副会長、田淵委員、小川委員、坂本委員、山口委員、  
藤吉委員、三角委員、井村委員、堀委員、矢吹委員、細井委員、  
渡井委員

欠席者 2名  
宝寶委員、宮島委員

事務局 9名  
齋藤福祉こども部長、  
三ツ木長寿健康部長、  
鷹野福祉こども部次長(福祉政策課長兼務)、  
関口長寿健康部次長(長寿安心課長兼務)、  
志村長寿安心課介護保険担当課長、小林長寿安心課介護事業担当主幹、  
遠山福祉政策課総務・政策担当主幹、堀越福祉政策課総務・政策担当主査、  
小田切福祉政策課総務・政策担当主査、

傍聴者 1名

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 次期狭山市地域福祉計画の策定について (会議資料1)  
福祉政策課長から説明

<質疑応答>

委員 審議会で議論をする前に、現在の地域福祉推進計画の総括をしてあるか。

所管課長 地域福祉計画の総括については、市の内部で計画の評価を行っている。現計画を策定した地域福祉推進市民会議(以下、市民会議)で評価の報告、意見交換を行っている。

会長 現在は評価の報告を市民会議で行っており、まだ社会福祉審議会では行っていないということでしょうか。

所管課長 そのとおりである。

委員 審議会等に出席していて気になる点は、計画を策定する段階ではスムーズに進んでいるが、その総括がきちんとされないまま新しい計画を策定している。新しい地域福祉計画を策定する場合に、現計画がどうだったの

かという検証をしっかりと時間をかけて行ってもらいたい。

所管課長  
会 長  
所管課長

了承した。

一番初めは社会福祉協議会の計画と別だったが、それに戻るのか。

一番初めは計画も別で策定期も異なった。現計画は社会福祉協議会の策定期を早めて同じ時期に策定した。別々に作るというと意識的にバラバラに策定するように伝わってしまうが、策定する主体が責任をもって連携しながら策定するものと理解していただきたい。

副会長

ガイドラインには計画を一体的に策定してもよいと記載があったかと思うが、あえてここで別に策定するというのをどう説明するのか。その説明の根拠が弱いと思われる。

また、社会福祉協議会からは計画を別々に策定することについて、意見があったか。

所管課長

社会福祉協議会との話し合いの中では、計画を別々に策定することが本当に良いのかという議論もあった。

次期の計画は今までの計画よりもさらに障害者福祉プランなど他の計画を俯瞰して策定する必要があると解釈している。行動計画は社会福祉協議会の活動計画に委ね、その他の福祉の計画を横串に刺して、市が責任を持って取り組むべき事項を盛り込んだ計画を策定しようと考えている。

副会長

社会福祉協議会もそう解釈しているか。

委 員

(社会福祉協  
議会職員)

社会福祉協議会の計画はアクションプランになる。その計画の中でも市と連携して行う事項を盛り込んでいく予定である。

委 員

社会福祉審議会と市民会議を一緒に行っていくということか。

所管課長

社会福祉審議会と市民会議を一緒に行っていくことは考えていない。それぞれ情報交換はしていく。また、お互いの会議の委員が行き来していく中で計画の進行状況や計画策定の進捗状況を報告していくことは想定している。

委 員

その線引きが理解しにくいところがある。もう少しわかりやすく表してもらいたい。

所管課長

当審議会で策定する次期の計画は、誰がどういう行動をとるかという行動計画というよりは理念と方向性を示した計画になり、行動計画は社会福祉協議会の活動計画となって別々になる。それに合わせて審議する場も分けていく。しかし、連携は必要となる。

会 長

計画が別れるという表現は不適切と考える。一番初めは別々の計画で、その次は一つの計画にした。一つにしたら少し無理があったと感じた。現場で市民と接して活動しているのは社会福祉協議会であり、市は地域福祉全体を考えている。

例えば生活支援体制整備事業では、基本的な考えは行政で作り、実際

は社会福祉協議会が活動している。行政は法律などの縛りがある。社会福祉協議会はそういった縛りがなく柔軟に動くことが出来る。地域共生社会を作るには社会福祉協議会が地域で活動し、行政が全体を取り仕切る。それが今回の計画策定の趣旨ではないか。

所管課長  
会 長

その通りである。

現在、市民会議の事務局は行政と社会福祉協議会と合同で行っているが、今後はどうなるのか。

所管課長  
会 長

まだ決定はしていないが、今後は社会福祉協議会が主体となった方がいいのではないかと考えている。

会議資料1の3ページの福祉の個々の計画の横の線は何を表しているのか。社会福祉協議会の活動計画だけが別になっているのはなぜか。

所管課長

社会福祉協議会の計画と行政の福祉の計画を別々に表している。計画が縦割りでサービスを提供するということではなくて、連携してサービスを提供できるような体制を作らなければならないという意味で横串を刺している。

会 長  
所管課長  
会 長  
所管課長

福祉の個々の計画も活動計画というのか。

活動計画に近いものである。

行政の動きが変わるところがあるか。

行政の行動は大きく変わらないと考えている。地域福祉活動計画は行政以外の人は何をするかではなくて、行政を含めてみんなで何をするかになっていくので、行政の動きは今まで以上に横断的になることが求められる。

介護保険  
担当課長

長寿安心課では高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定している。現在の計画は平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間としている第7期の計画であり、次期の計画が令和3年度からになる。したがって令和2年度は高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定年度となる。通常は高齢者福祉計画・介護保険事業計画は社会福祉審議会を策定委員会と位置付けて、臨時委員を加え6回程度の審議をさせていただいて計画を策定している。来年度も今までと同じ方法で高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定していきたい。スケジュールについては今後示していく。

会 長  
事務局  
副会長  
所管課長  
副会長

この審議会の任期は来年の6月までか。

その通りである。

地域福祉計画の計画期間は何年を考えているか。

狭山市総合計画の改訂に合わせて5年を考えている。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間は3年サイクルであるので、それに合わせて地域福祉計画も6年にしてもいいのではないか。地域包括ケアシステムの評価のための介護保険事業計画であり、それに伴って地域福祉計画を策定する流れがあるので、高齢者福祉計画・介護保険

事業計画とサイクルを合わせた方がいいのではないか。これは個人的な意見である。

会 長 現在は会議の回数は年 4 回か。

所管課長 年 4 回程度である。来年度は 6 回程度を予定している。

所管部長 来年度の社会福祉審議会の運営については色々な進め方があると考えている。例えば部会も条例上設置が可能であるし、臨時委員の選任も可能である。効率的な方法で進めていきたい。

行政計画として地域福祉計画を策定するが、今回は市を地域と捉えて福祉を考えていく計画になる。社会福祉協議会は福祉活動についての計画になる。現計画で市と社会福祉協議会が一体となって 5 年近くやってきたが、お互いの役割が交錯してやりづらい点もあった。市民会議で現計画の策定委員会・進捗管理を行っていた。しかし、実態を見てみると検討会を含め地域福祉活動について議論しているので、市民会議は社会福祉協議会で自由活発に運営していった方がいいのではないかと考えている。計画期間については、狭山市総合計画と合わせて 5 年と考えている。狭山市総合計画も福祉系の部会がある。そういったことから一体的に市民の意見の吸い上げも行い、計画を策定していく。

会 長 地域福祉活動の中に行政も入って一緒に行っている。それは今後も継続してもらいたい。

所管部長 それについては、今まで以上に協力して行っていく必要があると思っている。

## (2)水野・水富地域包括支援センター設置に係る受託者公募の結果について

長寿安心課介護保険担当課長から説明

(会議資料2)

### <質疑応答>

委 員 地域包括支援センターの活動については、地域によってばらつきがあるのか。

所管課長 以前はばらつきがあったが、今は概ね同じような活動が出来ている。

## (3)その他

事務局より、地域のつながりと支え合いを考える集いについて説明を行った。

## 4 閉会

〈終了〉